

平成31年度税制改正要望

公益社団法人 福岡中部法人会

福岡中部法人会は、平成31年度の税制改正に関して、中小企業に係る税制を中心に下記のとおり、その実現を強く要望します。

記

1 事業承継税制の抜本的見直し【継続】

本格的な事業承継税制の創設（事業承継者が取得する株式の相続税・贈与税の非課税化）を求めます。

創設までは経過措置として現行の相続税・贈与税規定の要件緩和と充実（株式総数上限の撤廃・納税猶予割合の引き上げ、猶予でなく免除、取引相場のない株式の評価の緩和）を強く求めます。

2 消費税【継続】

(1) 単一税率と請求書等保存方式の維持を求めます。

制度を徒に複雑化し、新たな不公平を創出することがないように現行の単一税率と請求書等保存方式についてこれを堅持することを強く求めます。

(2) 消費税の税率を10%に引き上げる時期が平成31年10月と決定されていますが、その実施時期をさらに2年先送りとして、平成33年10月としてもらいたい。

3 法人税関係【継続及び追加】

(1) 事務処理および資産管理に関する負担軽減と効率化、理論的根拠から次の4点に絞り平成31年度での改正を強く求めます。

ア 少額減価償却資産の取得基準額の引上げ（法人税法・租税特別措置法上現行3つある少額減価償却資産制度を30万円未満に統一）

イ 交際費課税制度の廃止

ウ 退職給与引当金及び賞与引当金繰入額の損金算入制度の復活

エ 中小企業法人に適用される軽減税率の適用所得金額を昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている金額を少なくとも2,400万円程度に引き上げる。【追加】

(2) 事前確定給与の届出は、決算終了日から4ヶ月以内か株主総会終了後の1ヶ月以内のいずれか早い日となっている。しかしながら、この届出で行う役員賞与の額は、来期の業績の見通しが見えない段階で出すことになり、現実的ではない。

決算期後半年を経過した時点で、この届出を出せるようにし、それに基づき損金処理できるよ

う改正してもらいたい。

4 所得税

給与の額が1200万円を超えると一律230万円の給与所得控除しか認められていない。しかしながらこれは、中小企業の経営者が、職務に対する正当な対価として給与を受け取ろうとした場合に、勤労意欲をそぐ課税強化となっている。中小企業の経営者がより一層頑張る意欲をもてるようこの限度額を撤廃するか、改正を行ってもらいたい。

最後に、改めて法人会はその沿革から常に税を中心に地域に密着した活動を行っている団体であり、税の提言活動のみならず啓発活動・租税教育活動を積極的に行っている団体です。この法人会からの税制改正要望が円滑に取り上げられるよう、政府税制調査会への全法連委員の参画を求めます。